

甲斐市 消防団員のしおり



甲斐市消防団

令和6年4月

目 次

I 消防団の概要	-1-
1 消防団の設置	-1-
2 消防団の任務	-1-
3 消防団の権限	-1-
(1) 立入検査	-1-
(2) 情報提供	-2-
(3) 優先通行権及び緊急通行権	-2-
II 消防団員の身分、処遇等	-3-
1 消防団員の身分と組織	-3-
(1) 消防団員は特別職の地方公務員	-3-
(2) 消防団長及び消防団員等	-3-
(3) 消防団員の服務	-4-
(4) 消防団員の階級及び階級章	-6-
(5) 甲斐市消防団組織図	-7-
(6) 分団及び部の担当区域	-8-
2 消防団員の処遇	-9-
(1) 消防団員報酬等	-9-
(2) 公務災害補償	-9-
(3) 退職報奨金	-11-
(4) 消防職員等賞じゅつ金制度	-12-
(5) 消防団員等公務災害補償等共済基金	-12-
3 消防団員等のための福利厚生事業	-12-
(1) 福祉共済事業	-12-
(2) 消防協会等	-14-
III 消防団の活性化対策	-15-
1 消防団協力事業所表示制度	-15-
2 消防団サポート事業	-15-
3 甲斐市役所新採用職員による消防団入団研修制度	-16-
4 消防団員加入促進キャンペーン	-16-

I 消防団の概要

1 消防団の設置

消防団は、消防組織法第18条第1項の規定により、条例に基づいて設置されます。本市では、次のとおり名称及び管轄区域が次のとおり定められています。（甲斐市消防団の設置等に関する条例第3条）

名 称：甲斐市消防団

管轄区域：甲斐市全域

2 消防団の任務

消防とは火災における消火活動はもとより、台風、豪雨、地震などの自然災害における救助活動や被害を防ぐ活動さらには事故災害における救助、救出活動など、国民の生命、身体、財産を脅かすあらゆる災害に対処する活動を言います。

消防団の代表的な業務は次のとおりです。（消防力の整備指針第36条第1項）

- ① 火災の鎮圧に関する業務
- ② 火災の予防および警戒に関する業務
- ③ 救助に関する業務
- ④ 地震、風水害等の災害の予防、警戒および防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- ⑤ 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- ⑥ 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- ⑦ 消防団の庶務の処理等の業務
- ⑧ その他、地域の事情に応じて、特に必要とされる業務

3 消防団員の権限

消防の任務を遂行するために、消防団員に対し、消防職員に準じて必要な権限が法律で与えられています。

（1）立入検査

消防長又は消防署長は、火災予防のために特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、消防団員に立ち入らせ、構造、設備、管理の状況等の検査又は関係者に対する質問をさせることができます。（消防法第4条の2第1項）

（２）情報提供

火災の現場においては、消防団員は、消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助を要する者の存否、消火、延焼の防止又は人命救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができます。（消防法第２５条第３項）

（３）優先通行権及び緊急通行権

ア 優先通行権

消防車が火災の現場に赴くときは、他の車や歩行者は道路を譲らなければなりません。（消防法第２６条第１項）

イ 緊急通行権

消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない道路や空き地等を通行することができます。（消防法第２７条）



Ⅱ 消防団員の身分、処遇等

消防団は市町村の消防機関ですが、それを支える消防団員は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて参加し、地域住民を守るために日夜を問わず消防活動を行っています。

1 消防団員の身分と組織

(1) 消防団員は特別職の地方公務員

消防団員は、それぞれ職業を持つかわら、災害時等に消防団員として活動しますが、この消防団員の身分は非常勤の特別職の地方公務員と規定されています。(地方公務員法第3条第3項)

なお、消防団員には、市町村の条例に基づいて、年額報酬や出動報酬が支給されます。

(2) 消防団長及び消防団員等

ア 消防団長

消防団の長は、消防団長であり、消防団に関する事務を統括し、消防団員を指揮監督します。消防団長は、消防団の推薦に基づき、市長が任命します。(甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服装等に関する条例第3条第1項)

イ 消防団員

消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事します。

消防団長以外の消防団員は、次の資格を有する者のうちから市長の承認を得て消防団長が任命します。(同条例第3条第1項)

- ① 本市の区域内に居住しまたは勤務する者
- ② 年齢18歳以上の者
- ③ 志操堅固でかつ身体強健な者

ウ 機能別団員

機能別団員とは、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する消防団員です。

消防団員不足が危惧される山間部の分団において、地元消防団員が仕事により不在となる日中の火災・災害等への対応を強化することを目的とし、平成26年度より導入された制度です。

機能別団員は定員を30人とし、原則70歳までの任用となります(出初式等の式典には出席しません)。現在は、山間部である敷島第3分団、第5分団において消防活動要因として任用しているほか、無人航空機の操縦技能証明書を有し、その操作に習熟した人材を任用しています。

機能別団員は、次のいずれかに該当する者のうちから市長の承認を得て団長が任命します。（同条例第3条第2項）

- ① 本市に居住する団員であった者で、機能別消防団員に必要な知識を有すると団長が認める者
- ② 市内に居住し、又は本市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する18歳以上の者で、機能別消防団員に必要な知識経験を有すると団長が認める者

エ ラップ隊及びラップ隊員

ラップ隊とは、消防団長直属の隊であり、隊長、副隊長、隊員で構成されています。

ラップ隊員は、通常の消防団員としての活動に加えて、ラップ隊としての活動をしており、出動手当も通常消防団員としての分とは別に、ラップ隊の出動においても支給されます。

活動内容は、通常の吹奏練習の他、出初式や入退団式における吹奏、また山梨県消防協会等主催の行事において吹奏を依頼されることもあります。

オ 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、団員となることはできません。（同条例第4条）

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの間、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

（3）消防団員の服務

ア 遵守事項

団員は、消防業務を遂行する場合には、次の事項を遵守しなければなりません。（甲斐市消防団の組織等に関する規則第8条）

- ① 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、その使命遂行のため十分な任務に当たること。
- ② 規則を厳守して礼節を重んじ、上司の指揮命令のもとに行動すること。
- ③ 機械器具その他消防団の設備、資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用しないこと。

イ 秘密を守る義務

団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけません。その職を退いた後も、同様となります。（甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服装等に関する条例第10条）

ウ 出 動

団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事することになります。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し、職務に従事しなければなりません。(同条例第8条)

エ 管轄区域外出動

市長の許可を受けないで管轄区域外の水火災現場に出動することはできません。ただし、管轄区域を確認できない場合の出動、または別に定めるところにより、あらかじめ相互応援に関し、協定が結ばれていて上長の命令があったときは、この限りではありません。(同規則第11条)

オ 分 限

団長は、団員が次のいずれかに該当する場合においては、その意に反してこれを降任し、又は免職することができます。なお、団員は本市の区域外に転住したときは、その身分を失います。(同条例第5条)

- ① 勤務実績が良くない場合
- ② 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合
- ③ 団員に必要な適格性を欠く場合
- ④ 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

カ 懲 戒

団長は、団員が次のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができます。(同条例第6条)

- ① 消防に関する法令、条例または規則に違反したとき
- ② 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- ③ 団員としてふさわしくない非行があったとき



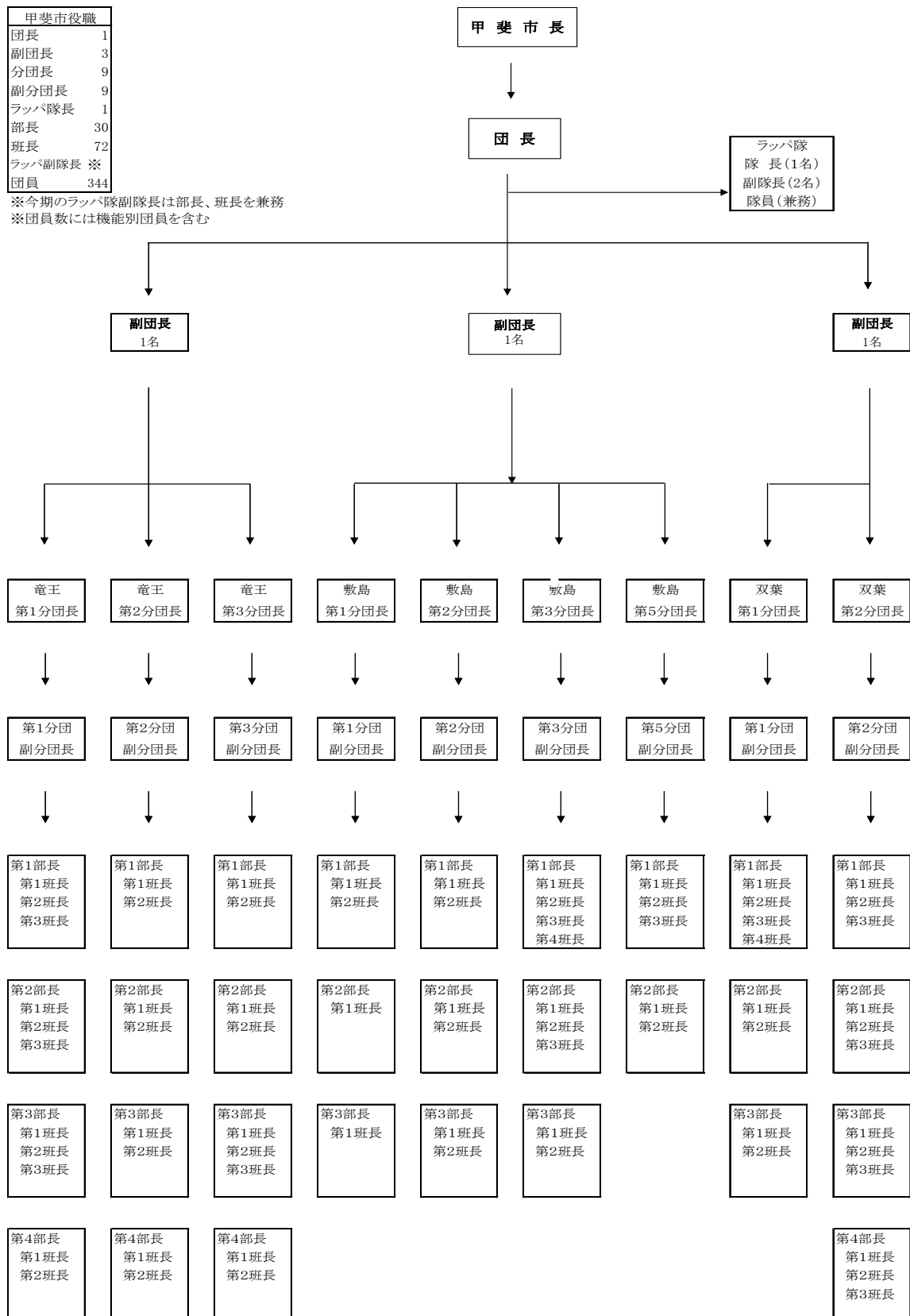
(4) 消防団員の階級及び階級章

消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、ラッパ隊隊長、部長、班長、ラッパ隊副隊長及び団員となります。(甲斐市消防団の組織等に関する規則第4条)

団長、副団長、分団長、副分団長、ラッパ隊隊長、部長、班長、ラッパ隊副隊長の任期は2年となり、再任することもできます。なお、各階級にある者に欠員を生じた場合、新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間となります。(同規則第5条)

消 防 団 員			
階級章	制帽 周章	安全帽 周章	制服 袖章
団 長			
副 団 長			
分 団 長			
副 分 団 長			
部 長			
班 長			
団 員			

(5) 甲斐市消防団組織図 (令和6年4月1日現在)



(6) 分団および部の担当区域

分団名	担当区域
竜王第1分団	竜王1区、竜王2区、竜王3区、竜王4区、竜王新町1区、竜王新町2区、竜王新町3区、竜王新町4区、竜王新町5区、竜王新町6区、竜王新町7区、富竹新田1区、富竹新田2区、富竹新田3区、富竹新田4区、竜王仲町区、名取区
竜王第2分団	上篠原区、新居区、仲新居区、古村区、榎西区、榎東区、田中区、田中2区、万才1区、万才東区
竜王第3分団	上八幡区、中八幡区、下八幡1区、下八幡2区、下八幡3区、南区、月林区、玉川西区、玉川東区、玉川団地1区、玉川団地2区、八幡新田1区、八幡新田2区
敷島第1分団	東町東、東町仲、東町西、敷島仲町、町屋、町屋南、川辺町、宮地、大下条東、大下条西、大下条南、長塚、敷島新町、さつき野、寺前、松島団地
敷島第2分団	上町北、上町南、西町、大栄、境北、境南、牛匂、大久保、天狗沢、敷島台、事業団、敷島堅町
敷島第3分団	大下、中下、中村、久保、藤の木、打返、漆戸、獅子平、上菅口、下菅口、安寺、神戸、前屋、下福沢、上福沢、下芦沢、本村、小川、平見城、大明神
敷島第5分団	窪田、中島、寺平、千田
双葉第1分団	登美団地、希望ヶ丘、滝坂、大屋敷、下宿、高山台、上宿、双葉堅町、藍色の街、桃花の街、杏色の街、大袋、高原団地、団子、新田、菖蒲沢、双葉響が丘団地、萌黄の街
双葉第2分団	横町、寺町、双葉仲町、上町、富士見台、旭台、緑ヶ丘、双葉新町、つくし野、山本、上の山、岩森、下志田、上志田、東部、塩崎町、田畑、田畑団地、中村条、上郷、米沢、笠石、金剛地、滝沢、駒沢、唐松団地、航空学校寮

2 消防団員の処遇

(1) 消防団員報酬等

ア 団員報酬

団員には、階級に応じて次に掲げる報酬が支給されます。

階 級	報酬年額	階 級	報酬年額
団 長	230,000 円	部 長	45,000 円
副団長	115,000 円	班 長	38,500 円
分団長	88,000 円	ラッパ隊副隊長	37,000 円
副分団長	63,000 円	団 員	36,500 円
ラッパ隊隊長	47,000 円	機能別団員	9,000 円

イ 出動報酬等

団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により報酬が支給されます。

区 分	金 額
災害	8 時間以上 8,000 円
	4 時間以上 8 時間未満 4,000 円
	4 時間未満 1,700 円
警戒	1 回 1,500 円
訓練・その他	1 回 1,500 円

ウ 消防表彰等

消防団員の労苦に感謝し功労に報いる意味で、国や自治体、日本消防協会などで各種の表彰を行っています。

(2) 公務災害補償

ア 意義

消防団員が災害現場での消防防災活動（公務）により災害を受けた場合に被災団員又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償し、併せて被災団員の社会復帰の促進、遺族の援護等を図るものです。

イ 損害補償の種類と概要

公務上の災害によって生じた損害の補てんを目的とした基本的給付であり、損害補償の種類及びその概要は次のとおりです。

① 療養補償

負傷したり疾病にかかった場合に医師の診察、薬剤や治療材料の支給、処置や手術など療養に必要な費用を支給します。

② 休業補償

療養のために仕事ができなくなり、給与などの収入が得られないときは、その仕事ができない期間、一定の額（補償基礎額の 60/100 に相当する額）を支給します。

③ 傷病補償年金

負傷や疾病で療養の開始後 1 年 6 ケ月を経過しても、その傷病が治らず一定の傷病等級（第 1 級から第 3 級）に該当する場合、その傷病が継続している期間、年金を支給します。

④ 障害補償

負傷や疾病にかかり、その疾病が治ったときに一定の障害が残った場合、その障害の程度に応じた年金（障害等級第 1 級から第 7 級）か一時金（障害等級第 8 級から第 14 級）を支給します。

⑤ 介護補償

傷病等級第 2 級以上の傷病補償年金又は障害等級第 2 級以上の障害補償年金を受給している方で常時又は随時介護を要する状態の方が介護を受けたために費用を支出した場合、一定額を支給します。

⑥ 遺族補償

不幸にして亡くなられた場合は、その遺族に対して年金か一時金を支給します。

⑦ 葬祭補償

遺族等で葬祭を行ったものに対して、一定額を支給します。

⑧ 自動車等損害見舞金

消防団の災害活動において、団員が使用した自家用車に損害が発生した場合に、その損害に対して見舞金を給付します。

修理費の額	見舞金の額	修理費の額	見舞金の額
100,000 円以上	100,000 円	60,000 円以上 65,000 円未満	60,000 円
95,000 円以上 100,000 円未満	95,000 円	55,000 円以上 60,000 円未満	55,000 円
90,000 円以上 95,000 円未満	90,000 円	50,000 円以上 55,000 円未満	50,000 円
85,000 円以上 90,000 円未満	85,000 円	45,000 円以上 50,000 円未満	45,000 円
80,000 円以上 85,000 円未満	80,000 円	40,000 円以上 45,000 円未満	40,000 円
75,000 円以上 80,000 円未満	75,000 円	35,000 円以上 40,000 円未満	35,000 円
70,000 円以上 75,000 円未満	70,000 円	30,000 円以上 35,000 円未満	30,000 円
65,000 円以上 70,000 円未満	65,000 円		

ウ 公務災害発生時の連絡

公務災害が発生した場合は、速やかに上司に報告するとともに、報告を受けた分団長等は市へその内容を連絡してください。市では、災害発生報告書を作成し、公務上外の認定について消防団員等公務災害補償等共済基金と協議を行います。

(3) 退職報償金

団員が退職した場合は、本人（死亡による退職の場合は、その遺族）に退職報償金が支給されます。

退職報償金支給額

(単位：千円)

階 級	勤務年数					
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
団 長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

（４）消防職員等賞じゅつ金制度

災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行しそのため死亡又は障害の状態となった場合に、一定の基準により算出した額を支給します。（３千万円を限度に支給）

（５）消防団員等公務災害補償等共済基金

市町村が、公務災害補償や退職報償金の支給財源に困ることのないよう、共済制度として消防団員等公務災害補償等共済基金（消防基金）が設立され、的確な支払が行われる仕組みがとられています。（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律）

詳しくは、ホームページをご覧ください。（<http://www.syouboukikin.jp>）

３ 消防団員等のための福利厚生事業

（１）福祉共済事業

消防団員等の福利厚生のための相互扶助による共済制度で、本市では公費負担により全ての消防団員が加入しています。

少ない掛金（年 3,000 円）で、日常生活上の疾病、事故による給付はもとより、特に公務上での死亡、重度障害に手厚い給付となっています。

ア 福祉共済制度の給付内容（令和 6 年度）

区 分	事 由	給 付 内 容		金額（円）	
死 亡	公 務	遺族援護金		1, 000, 000	
		弔 慰 金		23, 000, 000	
		保育援護金 （未就学被扶養者 1 人あたり）		250, 000	
		弔慰救済金（付加給付） 1 号		10, 000, 000	
		弔慰救済金（付加給付） 2 号		7, 000, 000	
		弔慰救済金（付加給付） 3 号		5, 000, 000	
	公 務 外	遺族援護金		1, 000, 000	
重度障害	公 務	生活援護金		1, 000, 000	
		重度障害見舞金		23, 000, 000	
		見舞金（付加給付） 1 号		6, 000, 000	
		見舞金（付加給付） 2 号		4, 500, 000	
		見舞金（付加給付） 3 号		2, 500, 000	
		保育援護金 （未就学被扶養者 1 人あたり）		250, 000	
	公 務 外	生活援護金		1, 000, 000	
障 害	公務・公務外	障害見舞金	3 級又は 4 級	500, 000	
			5 級又は 6 級	300, 000	
			7 級又は 8 級	180, 000	
			9 級又は 10 級	90, 000	
			11 級又は 12 級	60, 000	
	公 務	見舞金（付加給付）	3 級～ 6 級	1 号	750, 000
				2 号	750, 000
				3 号	500, 000
			7 級～ 9 級	1 号	500, 000
				2 号	500, 000
				3 号	400, 000
入 院	事故又は疾病による入院	入院見舞金（120 日限度） 7 日以上 1 日あたり		1, 500	

イ 共済金等を支払わない場合

加入者又は共済金受取人の故意又は重大な過失、犯罪や違法行為等、自殺又は自殺未遂、戦争等、精神障害又は飲酒を原因とする事故等によるとき

(2) 消防協会等

ア 日本消防協会

日本消防協会は、会員の福祉厚生、消防諸施設の改善・充実、消防知識技能の向上と消防活動の強化等を図るとともに、消防思想を普及徹底することを目的に、各種の事業を行っています。

詳しい内容は、ホームページをご覧ください。(https://www.nissho.or.jp)

イ 山梨県消防協会

山梨県消防協会は、水・火災の予防思想を普及徹底し、水・火災予防施設の改善や災害防ぎょ活動の強化を図り、もって社会の災害を防止し、人類共同の福祉の増進に寄与することを目的として、各種の事業を行っています。

詳しい内容は、ホームページをご覧ください。

(https://www.pref.yamanashi.jp/shobo/30_032.html)

ウ 山梨県消防学校

山梨県消防学校は、消防組織法第51条に基づき、消防職員及び消防団員等の教育訓練を行うために、山梨県が設置したものです。

詳しい内容は、ホームページをご覧ください。

(https://www.pref.yamanashi.jp/shobo-gk/)

Ⅲ 消防団の活性化対策

1 消防団協力事業所表示制度

事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証を社屋に掲示でき、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表することができます。

協力事業所一覧及び詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.kai.yamanashi.jp/>)



消防団協力事業所表示マーク



消防団協力事業所表示証

2 消防団サポート事業

消防団員の減少や高齢化の問題などから、消防団員の確保のため、市内の飲食店、小売店などの各事業所等に消防団活動のご支援とご協力をいただき、消防団員及び同居する家族の飲食や物品購入等について優遇措置を設けて、消防団員の確保を図り、地域の消防力の強化を推進する事業です。

甲斐市消防団員サポート店一覧は市ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.kai.yamanashi.jp/>)

また、山梨県も消防団員サポート事業を実施していますので、詳細は県ホームページをご覧ください。(https://www.pref.yamanashi.jp/shobo/shobodan_support.html)

甲斐市消防団員サポート店



甲斐市消防団員サポート店表示

3 甲斐市役所新採用職員による 消防団入団研修制度

甲斐市役所の新採用職員が、新人研修の一環として甲斐市消防団に入団し、採用後2年間、消防団員として活動する制度があります。平成24年度新採用職員から適用されており、研修期間が終わった後も引き続き消防団に残る職員がいるなど、消防団員確保対策の一環として期待されている制度です。

詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

(<http://www.city.kai.yamanashi.jp/>)



甲斐市消防団入団研修報告書
(令和3年3月)

4 消防団員入団促進キャンペーン

毎年3月は退団者が多いことから、総務省消防庁及び日本消防協会は全国の都道府県、市町村、消防本部等と連携して、1月から3月の期間を「消防団員入団促進キャンペーン」期間として全国的な広報活動などを実施しています。



全国消防イメージキャラクター



キャンペーンポスター

参 考 資 料

消防組織法（抜粋）

（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号）

（消防の任務）

第 1 条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

（教育訓練機関）

第 5 条 消防庁に、政令で定めるところにより、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行い、あわせて消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助をつかさどる教育訓練機関を置くことができる。

（市町村の消防に関する責任）

第 6 条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

（市町村の消防の管理）

第 7 条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

（市町村の消防に要する費用）

第 8 条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

（消防機関）

第 9 条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 1 消防本部
- 2 消防署
- 3 消防団

（消防本部及び消防署）

第 10 条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

（消防職員）

第 11 条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

（消防長）

第 12 条 消防本部の長は、消防長とする。

2 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

（消防署長）

第 13 条 消防署の長は、消防署長とする。

2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

（消防職員の職務）

第 14 条 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消

防事務に従事する。

（消防職員の任命）

第 15 条 消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。

2 消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、同項に規定する者の資格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。

（消防職員の身分取扱い等）

第 16 条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の定めるところによる。

2 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

（消防団）

第 18 条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

（消防団員）

第 19 条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

（消防団長）

第 20 条 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

（消防団員の職務）

第 21 条 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

（消防団員の任命）

第 22 条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

（消防団員の身分取扱い等）

第 23 条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

（非常勤消防団員に対する公務災害補償）

第24条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(非常勤消防団員に対する退職報償金)

第25条 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給しなければならない。

(都道府県の消防に関する所掌事務)

第29条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事項

二 市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに関する事項

三 消防統計及び消防情報に関する事項

四 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項

五 消防思想の普及宣伝に関する事項

六 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関する事項

七 市町村の消防計画の作成の指導に関する事項

八 消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項

九 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項

十 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する事項

十一 市町村の行う救急業務の指導に関する事項

十二 消防に関する市街地の等級化に関する事項
(消防庁長官が指定する市に係るものを除く。)

十三 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づきその権限に属する事項

(市町村の消防と消防庁長官等の管理との関係)

第36条 市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない。

(消防庁長官の助言、勧告及び指導)

第37条 消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。

(都道府県知事の勧告、指導及び助言)

第38条 都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について市町村に対して勧告し、指導し、又は助言を与えることができる。この場合における勧告、指導及び助言は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない

い。

(市町村の消防の相互の応援)

第39条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

(消防、警察及び関係機関の相互協力等)

第42条 消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

2 消防庁、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法に規定する水防管理者は、相互間において、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に関しあらかじめ協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に係りのある警察の指揮は、消防が行う。

(消防学校等)

第51条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

2 地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。

4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

(教育訓練の機会)

第52条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○消防法(抜粋)

(昭和23年7月24日法律第186号)

(目的)

第1条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共

の福祉の増進に資することを目的とする。

(消防団の立入検査)

第4条の2 消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、当該管轄区域内の消防団員(消防本部を置かない市町村においては、非常勤の消防団員に限る。)に前条第1項の立入及び検査又は質問をさせることができる。

2 (省略)

(火災発見者の通報義務)

第24条 火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

2 すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

(応急消火等及びその協力の義務等)

第25条 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

2 前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

3 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。

(出動消防車の優先通行、サイレンの使用等)

第26条 消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。

2 (省略)

3 消防車は、火災の現場に出動するとき及び訓練のため特に必要がある場合において一般に公告したときに限り、サイレンを用いることができる。

4 消防車は、消防署等に引き返す途中その他の場合には、鐘又は警笛を用い、一般交通規則に従わなければならない。

(消防隊の緊急通行権)

第27条 消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(消防警戒区域)

第28条 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

2 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、警察官は、前項に規定する消防吏員又は消防団員の職権を行うことができる。

3 火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官は、

これに援助を与える義務がある。

(消火活動における消防長等の緊急措置等)

第29条 消防吏員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

2 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

3 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前二項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。

4 前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

5 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

(給水維持のための緊急措置権等)

第30条 火災の現場に対する給水を維持するために緊急の必要があるときは、消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、水利を使用し又は用水路の水門、樋門若しくは水道の制水弁の開閉を行うことができる。

2 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火災の際の水利の使用及び管理について当該水利の所有者、管理者又は占有者と予め協定することができる。

(災害補償)

第36条の3 第25条第2項(第36条第8項において準用する場合を含む。)又は第29条第5項(第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、消火若しくは延焼の防止若しくは人命の救助その他の消防作業に従事した者又は第35条の10第1項の規定により市町村が行う救急業務に協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 (省略)

○甲斐市消防団の設置等に関する条例
(平成16年9月1日条例第160号)

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第18条第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置)

第2条 法第9条第3号の規定に基づき、本市に消防団を設置する。

(名称及び管轄区域)

第3条 前条の消防団の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	管轄区域
甲斐市消防団	甲斐市全域

附 則 (省略)

○甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

(平成16年9月1日条例第161号)

(趣旨)

第1条 非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるところによる。

(定員)

第2条 団員の定員は、620人とする。

(機能別消防団員)

第2条の2 団員に、機能別消防団員を置くことができる。

2 機能別消防団員は、市長が定める特定の消防活動を行う団員とする。

(任用)

第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、団員については、次の各号いずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。

(1) 当該消防団の区域内に居住し又は勤務する者

(2) 年齢18歳以上の者

(3) 志操堅固でかつ身体強健な者

2 機能別消防団員は、次の各号いずれかに該当する者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。

(1) 本市に居住する団員であった者で、機能別消防団員に必要な知識を有すると団長が認めるもの

(2) 市内に居住し、又は本市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する18歳以上の者で、機能別消防団員に必要な知識経験を有すると団長が認めるもの

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの間、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、

当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 当該消防団の区域外に転住し、又は転勤したとき。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の発生を知ったときはあらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し職務に従事しなければならない。

第9条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第11条 団員は、消防団の正常な運営を妨害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第12条 団員には、別表に定める額の年額報酬及び出勤報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、団員が次の各号のいずれかに該当する場合の年額報酬は、それぞれの勤務した期間(新たに団員に任用され、又は団員が

その職を離れた場合は、その日の属する月を含む。)に応じて月割りにより支給する。

(1) 年度の途中において、団員に任用され、又はその職を離れた場合

(2) 年度の途中において、年額報酬の額の異なる区分に異動した場合

3 団員が年度を通じて全く勤務しないときは、年額報酬を支給しない。

4 団員の年額報酬及び出動報酬は、年度ごとに支給するものとし、当該年度の翌年度の5月に支給するものとする。

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため旅行した場合は、団長及び副団長については甲斐市職員等の旅費に関する条例(平成16年甲斐市条例第51号)に定める市長等相当職、その他の団員については職員相当職とみなし、費用弁償を支給する。

2 団員の費用弁償は、その都度支給する。

(公務災害補償)

第14条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、障害者となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、別に定める。

(退職報償金)

第15条 団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、別に定める。

(その他)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (省略)

別表(第12条関係)

1 年額報酬

区分

報酬の額

団長 年額 230,000円

副団長 年額 115,000円

分団長 年額 88,000円

副分団長 年額 63,000円

ラッパ隊隊長 年額 47,000円

部長 年額 45,000円

班長 年額 38,500円

ラッパ隊副隊長 年額 37,000円

団員 年額 36,500円

機能別消防団員 年額 9,000円

2 出動報酬

報酬の額

災害 8時間以上 8,000円

4時間以上8時間未満 4,000円

4時間未満 1,700円

警戒 1日 1,500円

訓練その他の出動 1日 1,500円

○甲斐市消防団の組織等に関する規則

(平成16年9月1日規則第134号)

(趣旨)

第1条 甲斐市消防団の組織及び消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制等については、この規則の定めるところによる。

(内部組織等)

第2条 消防団の内部組織及び所掌事務は、法令又は条例に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(組織)

第3条 消防団に分団を置く。

2 分団には、必要に応じ部を置くものとする。

3 分団及び部の担当区域は、別表に定めるところによる。

(役員等)

第4条 消防団に団長、副団長、分団長、副分団長、ラッパ隊隊長、部長、班長、ラッパ隊副隊長及び団員を置く。

2 団長は、団の事務を統括し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、市長に對しその責めに任ずる。

3 団長に事故があるときは、団長の定める順序に従い副団長が団長の職務を行う。ただし、この場合団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によって、その職務を行うことのできない場合を除いては、団員等の命免を行うことはできない。

(役員任期)

第5条 役員任期は、2年とする。ただし、再任することは妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(宣誓)

第6条 団員は、その任命後別記様式による宣誓書に署名しなければならない。

(退職)

第7条 団員は退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

(服務)

第8条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 住民に対して常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、その使命遂行のため充分な任務に当たらなければならない。

(2) 規則を厳守して礼節を重んじ、上司の指揮命令のもとに行動しなければならない。

(3) 機械器具その他消防団の設備、資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用してはならない。

(災害出場)

第9条 消防車が水火災現場に出場するときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令の

定める交通規則に従うとともに正式な交通を維持するためサイレンを用いるものとする。ただし、引き返す途中での警戒信号は鐘又は警笛に限るものとする。

(消防車の責任者の遵守事項)

第10条 水火災現場への出場及び引き返す場合消防車に乗車する責任者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 機関担当員の隣席に乗車すること。
- (2) 病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- (3) 団員及び消防職員以外の者を消防車に乗車させてはならないこと。

(管轄区域)

第11条 消防団は、消防長又は消防署長の許可を受けないで管轄区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、管轄区域が確認し難い場合、又は別に定めるところにより、あらかじめ相互応援に関し、協定が結ばれていて上長の命令があったときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第12条 水火災その他の災害現場に到着した消防団員は設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体、財産の救護に当たり損害を最少限度にとどめて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

(現場指揮)

第13条 水火災現場に先着した指揮者は、上級指揮者が到着するまで全指揮を執り責任を負わなければならない。

(死体発見の場合の措置)

第14条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、消防長又は消防署長に報告するとともに、警察職員又は検視員が到着するまで現場を保存しなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

第15条 放火の疑いのある場合は、指揮者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 直ちに消防長又は消防署長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場の保存に努めること。
- (3) 事件は慎重に取り扱うとともに公表はしないこと。

(教養及び訓練)

第16条 消防団員は、品位の向上及び消防技能の練成に努め、定期的に訓練を行うようにしなければならない。

(団員の階級並びに訓練、礼式及び服制)

第17条 消防団員の階級並びに訓練礼式及び服制については、消防庁が定める基準による。

(表彰)

第18条 市長又は消防団長は分団、部又は団員がその任務遂行に当たってその功績が顕著である場合は、これを表彰することができる。

2 表彰は、次に掲げる種別により表彰状又は賞状及び記念品を授与して行う。

(1) 表彰状は、消防職務の遂行上著しい業績があると認められる分団及び部に対してこれを授与する。

(2) 賞状は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与する。

(感謝状の贈呈)

第19条 市長は、消防団員以外の個人又は団体で次の各号のいずれかに該当しその功労が顕著である者に対し感謝状及び記念品を贈呈することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 防火思想の普及
- (3) 消防設備の強化拡充についての協力
- (4) 水火災現場における人命救助
- (5) 水火災その他災害時における警戒防ぎよ、救助に関し消防団に対してなした協力
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他の模範となるべき功績

(文書簿冊)

第20条 消防団は、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 人事発令簿
- (3) 沿革誌
- (4) 日誌
- (5) 設備資材台帳
- (6) 区域内全図及び消防設備等配置図
- (7) 消防計画
- (8) 各種手当支給簿
- (9) 給与品、貸与品台帳
- (10) 消防法規及び諸通知文書綴

(その他)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (省略)



「甲斐市マスコットキャラクター やはたいぬ」

平成26年12月 消防団長より甲斐市消防団特別団員に任命されました
年間を通して様々な消防団活動に参加し、消防団をPRしていきます

甲斐市消防団員のしおり

令和6年4月

編集発行：甲斐市 防災危機管理課 消防防犯係

〒400-0192

山梨県甲斐市篠原2610番地

TEL: 055-278-1676 (直通)

E-MAIL: shoubou@city.kai.yamanashi.jp